

【年金の制度改正をまとめました】

公的年金の一元化について (第3回)

かがやき秋号では、「職域年金」の廃止と、これに代わる「年金払い退職給付」及び繰上げ支給について説明しました。

今回は、再就職した場合の所得による支給調整について、現行と一元化後についてお知らせします。

年金受給者が再就職して公的年金制度（国民年金を除く）に加入したときは、年金額の一部又は全部が停止となる場合があります。なお、厚生年金や共済組合に加入しない自営業等は、調整の対象となりません。（収入額に関わらず年金は全額支給されます）

1 平成27年9月まで

平成27年9月までに決定される年金は、退職共済年金となります。

1 再任用フルタイム勤務として再就職した場合

引き続き公立学校共済組合員となりますので、原則、退職共済年金は全額支給停止となります。加入者の年齢制限はありませんので、何歳であっても在職中は原則停止となります。

2 非常勤教員等厚生年金保険等に加入した場合

非常勤教員等、民間、私立学校に再就職した場合は、厚生年金等に加入します。この場合、再就職先の賃金等^{*1}と年金額の1/12（月額）^{*2}の合計額が46万円を超えた場合、超えた額の1/2の年金が支給停止（職域年金相当部分を除く）となります。

※1 賃金等＝再就職先の標準報酬月額と過去1年間の賞与の1/12の合計額

※2 年金額の1/12（月額）＝決定年金額のうち職域年金相当部分を除く月額

2 平成27年10月から

平成27年10月から決定される年金は、老齢厚生年金となります。また、退職共済年金として決定済みの年金も、制度上は老齢厚生年金と同様となります。したがって、厚生年金の在職停止の方法が適用されることとなります。

1 65歳まで

再就職先の賃金等と年金（月額）の合計額が28万円を超えた場合、超えた額の1/2の年金が支給停止となります。

2 65歳以降

再就職先の賃金等と年金（月額）の合計額が46万円を超えた場合、超えた額の1/2の年金が支給停止となります。

注：退職共済年金受給者（改正前決定者）の在職停止の方法は経過措置が検討されていましたが、現在未確定となっています。また、旧職域年金相当部分を支給調整の対象から除くことについても同様です。

再就職による年金の支給調整については、不利益な感じもありますね。しかし、再就職した期間分の年金額は増えますので、一概に損したとはいえませんよね。

次回（最終回）は、まとめQ&Aをお知らせします。



問合せ先 給付貸付課年金係 | 03-5320-6828